

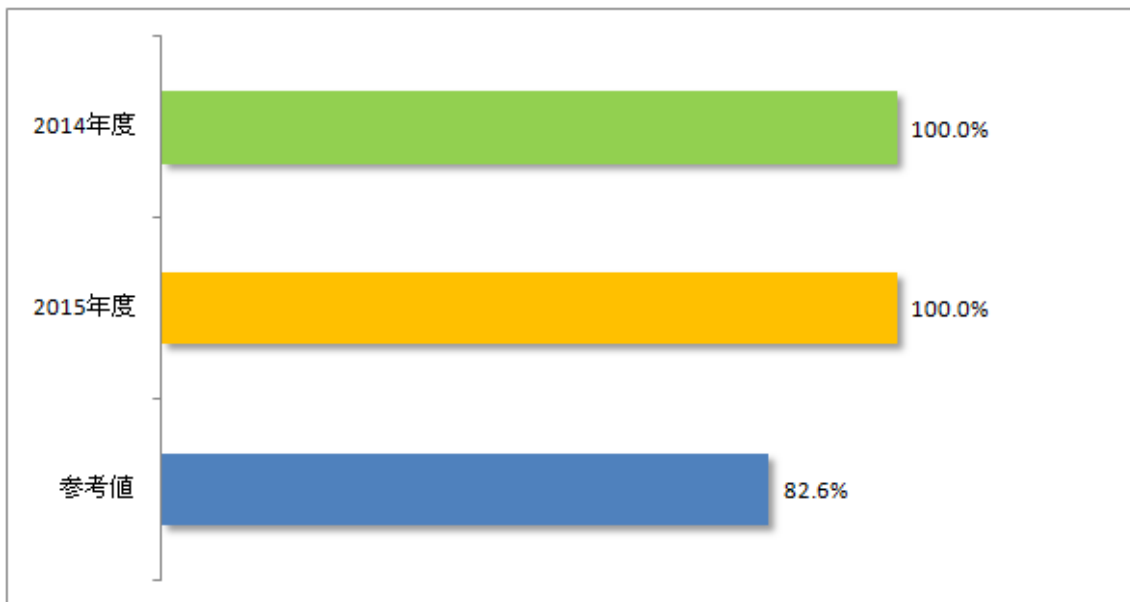
職員の健診受診率

● 当院の定義

健康診断受診職員数

職員の健診受診率＝

健康診断対象職員数(一部休職者を除く)



職域で実施される健康診断は労働安全衛生法により定められており、職員の安全と健康を確保するために、全職員に実施することが義務付けられています。

【参考値】

出典：厚生労働省労働者健康状況調査平成24年度

第15表定期健康診断の実施率、常用労働者の受診率及び有所見率

事業所規模 500人～999人 82.6%